

日本遺産「龍田古道」復元画像作成業務 公募型プロポーザル募集要項

1. 目的・概要

龍田古道は、奈良時代に天皇が行幸し、万葉和歌に広く詠まれてきたこと等、歴史的価値の高い場所であり、令和2年6月には「龍田古道・亀の瀬」が日本遺産に認定された。

日本遺産「龍田古道」復元画像作成業務は、この主旨を踏まえ、奈良時代に栄えた龍田古道の様子をより多くの人々に容易かつ具体的にイメージしてもらえるよう、大阪府柏原市から奈良県三郷町にわたる龍田古道を再現するデジタルコンテンツを制作するものである。

本業務を通じて、龍田古道及び日本遺産「龍田古道・亀の瀬」に係る理解や認知度の向上と全国的なPR活動を推進する。これにより、柏原市および三郷町(以下「本市町」という。)への誘客の呼び水にするとともに、地域観光の活性化に資するものとする。

2. 業務名称

日本遺産「龍田古道」復元画像作成業務

3. 業務内容

別紙、仕様書の通り

ただし、契約時における仕様書は、契約候補者として選定された事業者の企画提案内容に応じて、仕様を変更する場合がある。

4. 契約上限額

6,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)を上限とします。

5. 問い合わせ先

日本遺産「龍田古道・亀の瀬」推進協議会 事務局

(柏原市役所市民部にぎわい観光課内)

〒582-8555 大阪府柏原市安堂町1番55号

TEL: 072-940-6165 (直通)

FAX: 072-971-2530

e-mail: kanko@city.kashiwara.lg.jp

6. 応募資格要件

本プロポーザル参加者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 26 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申し立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 条）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。
- ③ 柏原市暴力団排除条例（平成 25 年 12 月 20 日条例第 27 号）に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- ④ 過去 5 年以内に、本業務と同種業務を受託した実績があること。
- ⑤ その他委託業務を適切に遂行できる体制を有していること。

7. 募集要項等の配布

- ① 配布期間：令和 4 年 5 月 30 日（月）～6 月 20 日（月）
- ② 配布場所：協議会ホームページからダウンロードしてください。

8. 質問の受付及び回答

- ① 受付期間：令和 4 年 6 月 6 日（月）17 時まで
- ② 提出方法：質問書（様式 5）を使用して、電子メールで質問すること。
※電子メール以外の質問は受け付けない。
※電子メールの標題は、以下のとおりとすること。
「日本遺産『龍田古道』復元画像作成業務」公募型プロポーザル質問
※本文には、事業者名、担当者氏名及び連絡先を明記すること。
※協議会事務局に送信し、送信後、必ず電話による着信確認を行うこと。
- ③ 回答日：令和 4 年 6 月 7 日（火）予定
- ④ 回答方法：回答は協議会ウェブサイト順次公開し、令和 4 年 6 月 7 日（火）17 時 15 分を最終の更新とする。
※提案者毎への回答は行わない。
※会社名、担当者氏名及び連絡先等は公開しない。
※回答は、本募集要項及び仕様書の追加事項又は修正事項とみなす。

9. 参加申込書・企画提案書等の作成及び提出

本プロポーザルに参加する場合は、次に定める書類を作成し、期限までに協議会事務局に提出してください。

- ① 提出書類
・参加申込書（様式 1）

- ・会社概要（様式 2）
- ・業務実績調書（様式 3）
- ・業務実施体制調書（様式 4）
- ・企画提案書表紙（様式 6）
- ・企画提案書（任意様式）

（日本遺産及び当該地域に対する理解、同種・類似事業の実績、実施体制、コンテンツの内容、事業効果は必ず記載すること）

※写真、文字、イラスト等はダミーで可。

- ・参考見積書（任意様式）

※税込み価格で記載し、代表者印の押印を忘れないこと。

※業務内容について、内容がわかる内訳書を添付すること。

②提出期間：令和 4 年 5 月 30 日（月）～令和 4 年 6 月 20 日（月）17 時まで

③提出方法：持参及び郵送

④提出先：日本遺産「龍田古道・亀の瀬」推進協議会事務局
（柏原市役所市民部にぎわい観光課内）

10. 審査方法

本プロポーザルの審査は、以下のとおりとします。

① 書類審査

本プロポーザルの選定委員会において、提出された企画提案書等の書類を別表「審査基準表」で示す評価基準に基づき、書類を審査し、委託先候補者（優先交渉権者）として選定します。

総合得点が最も高い者が同点で 2 者以上となった場合については、参考見積額の低い方を選定する。なお、参考見積額が同額の場合は、審査項目の独自提案の項目の評価点を踏まえ、選定委員による多数決で決定するものとする。

ただし、総合得点が満点の 6 割に満たない場合は、候補者として認めないものとする。

※提案者が 1 者のみの場合であっても、内容の審査を行い、選定の可否を決定する。

ただし、総合得点が満点の 6 割に満たない場合は、候補者として認めないものとする。

② 審査結果の公表

審査結果については、結果等は協議会のウェブサイトで公表します。

公表日：令和 4 年 6 月 22 日（水）予定

11. 提案及び見積の無効に関する事項

次の一つに該当するときは、その者は無効とします。

- ① 応募資格要件を満たさない者
- ② 所定の期限及び提出先に参加申込書、企画提案書を提出しない時
- ③ 提案に関連して談合等の不正行為があった時
- ④ 企画提案書の金額に誤脱や判読しがたい数字の記載がされている時
- ⑤ 提出後に企画提案書の金額等を訂正した時
- ⑥ 上記に掲げるものの他、提出書類に重大な記載不備があり本協議会が無効であると判断した時
- ⑦ 企画提案書等に虚偽の記載をした時

12. 委託契約

- ① 「10. 審査方法」により選定された者を委託先候補者（優先交渉権者）とし、詳細な業務内容及び契約条件について協議、合意した後に委託契約を締結します。なお、当該事業者が提案した内容は、委託仕様書に規定されたものと見なします。

委託先候補者との協議が調わない場合や、契約締結までに「応募資格要件」に規定するいずれかの要件を満たさなくなった場合、または事故等の特別な事由により契約が不可能となった場合等においては、次点交渉権者から順に繰り上げて契約に向けての協議を行います。

- ② 契約期間は、契約締結日から令和5年3月31日までとします。

- ③ 契約にあたっての主な留意事項

ア 提案された金額をそのまま委託するものではなく、協議の上、提案の一部を変更もしくは委託料を変更する場合があります。

イ 業務の全部または一部について、本協議会の承諾なしに他社に再委託することはできません。

13. スケジュール

募集要項等の配布	令和4年5月30日（月）～6月20日（月）
質問書の提出期限	令和4年6月6日（月）17時まで
質問への回答	令和4年6月7日（火）予定
参加申込書・企画提案書の提出	令和4年6月20日（月）17時まで
選定結果の通知・公表	令和4年6月22日（水）予定

尚、本業務の説明会は実施いたしません。

14. その他留意事項

- ① 企画提案書等の作成、提出等に要する経費は全て参加者の負担とします。
- ② 提出のあった書類等については返却しません。ただし、不採用となった場合には、本協議会で定めた保存年限満了後、本協議会の責において全て処分するものとし、本業務の審査以外では使用しません。
- ③ 提出された書類等は必要に応じて複写します。